

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・ 例えば未納の地方税について、延滞金がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞金がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞金を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後 1 年を経過していない場合、令和 2 年 1 月までの任意の期間と比較

Q 収入が 20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります。詳しくは鳥栖市税務課管理収納係に御相談ください。